

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成22年4月1日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道局決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 予定価格150万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事。
- (2) 300万円未満の収入の調定に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、1件150万円未満の支出負担行為に関する事。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。